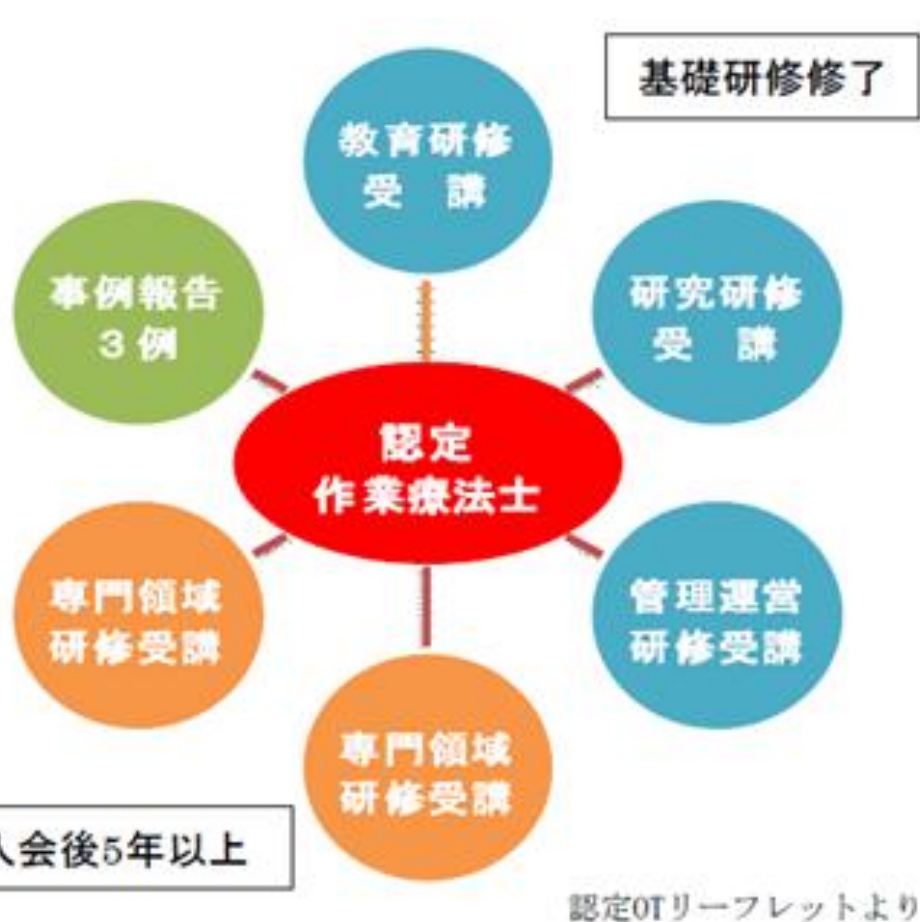


認定作業療法士を目指す

認定作業療法士になるには



日本作業療法士協会に入会後5年以上の臨床経験を積み、生涯教育基礎研修を修了していることが前提条件となる。

その後、認定作業療法士取得共通研修（教育・研究・管理運営）を3講座、認定作業療法士取得選択研修を2講座以上受講し、修了試験に合格するとともに、事例報告登録制度により、3事例以上の事例報告を行うことが必要である。

認定作業療法士取得研修について

認定作業療法士取得研修は、教育、研究及び管理運営に関する一定の能力を修得し、優れた臨床実践力および作業療法技術の伝達能力を備えた「認定作業療法士」になるための研修である。

「認定作業療法士共通研修」である「教育」「研究」「管理運営」の3講座と、「認定作業療法士選択研修」のうち2講座以上を受講し、講座ごとに行う修了試験に合格することで修了となる。

* 各研修会の開催情報は、日本作業療法士協会HPにて確認できる。

<https://www.jaot.or.jp/kenshuukai/kensyuukaiitiran/>

* 生涯教育基礎研修修了が、認定作業療法士取得研修受講の条件であるが、**認定作業療法士選択研修**は、**現職者研修**が修了し（現職者共通 & 選択研修が修了。つまり、基礎ポイントは50ポイント取得できていなくても）、**作業療法士実務経験**が5年以上経過していれば、**受講することができる。**

認定作業療法士取得についての諸注意

取得要件は、

- ① 「認定作業療法士取得共通研修」 3講座と、「認定作業療法士選択研修」のうち2講座以上を受講し、講座ごとの修了試験に合格すること。
- ② 協会の事例報告登録制度等を利用して、3事例を報告すること。
* ただし②は、置き換え要件あり。 ⇒ 次ページ以降参照

認定作業療法士を目指すものは、基礎研修修了証の有効期限内（5年以内）に、上記①②を満たし、協会へ申請する。

有効期限内に取得できない場合は、基礎研修の更新申請を行う必要がある。
また、都道府県士会に所属していることも必要条件である。

臨床実践能力を示す要件 事例報告等について

事例報告 3事例の置き換え要件について

認定作業療法士取得要件である **事例報告3事例**は、以下の 6つの方法がある。

- 1) 協会の事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 3事例あること。
- 2) 協会の事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 2事例あり、「別表②」に定める範囲での報告が 1例あること。
- 3) 協会の事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が 1事例あり、「別表②」に定める範囲での報告が 2例あること。
- 4) 2例までを「別表②」に定める範囲で報告し、臨床実践能力査定試験に合格すること。
- 5) 2例までを「別表②」に定める範囲で報告し、臨床実践報告書を（別に作成するフォーマットを使用し、認定作業療法士の指導を受けた報告書）5事例をまとめること。
- 6) 2例までを「別表②」に定める範囲で報告し、他団体の学会等の認定資格の内、認定に事例報告が要件となっている資格を 1つ以上取得していること。

* 別表②は、次ページ参照

* 4) ~ 6) は、2018改定により、新たに追加された要件である。

別表②

ア. 日本作業療法士協会事例報告登録制度への登録

イ. 以下の学会誌・学術誌への掲載

- ・ 作業療法
- ・ WFOT 加盟国発行の学術誌
- ・ 日本作業療法学会
- ・ 作業療法やリハビリテーションに関連のある国際学会
(WFOT 学会、APOTC 学会など)
- ・ ISBN / ISSN に登録された、都道府県作業療法士会発行の学術誌
- ・ ISBN / ISSN に登録された、他団体や SIG の発行する学術誌
- ・ ISBN / ISSN に登録された、その他関連する書籍
(ジャーナル) など

事例報告 3事例の置き換え要件の具体例

	可						不可	
事例報告 登録制度	3事例	2事例	1事例	2事例	1事例	...	1事例	...
臨床実践 能力試験	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 2つ	どれか 2つ
臨床実践 報告 5例					
他団体・ SIG 資格認定					
別表② のイ.	...	1つ	2つ	...	1つ	2つ	...	1つ